

特別障害者手当をご存じですか

1 特別障害者手当とは

日常生活において、常時特別な介護を必要とする在宅の方で極めて重度の障害がある20歳以上の方に支給される手当です。

※障害者手帳の有無は問いません。(診断書により判定します。)該当するかもしれないと思われる方は障害福祉課(TEL 216-1273)へお問い合わせください。

2 特別障害者手当を受けることができる方

身体又は精神に著しく重度の障害があり在宅(有料老人ホーム、グループホーム、短期入所含む)で常時特別な介護を要する人

具体的には、おおむね次のいずれかにあてはまる人

- ア 重度の障害を2つ以上お持ちの人
- イ 重度の肢体不自由(寝たきり等)で、日常生活動作が1人ではほとんどできない人(次の条件をどちらも満たす人)
 - ㊦ 両上肢または両下肢の機能に著しい障害があるか、座っていることや立ち上がることができない体幹の機能障害がある人
 - ㊧ 「日常生活動作評価表」により寝たきりや、日常生活に著しい支障をきたしていると判断される人
- ウ 絶対安静の症状が永く続いている人
- エ 重度の精神障害や知的障害のため、食事、用便、会話等の日常生活能力がほとんどない人

<例1> 肢体不自由の場合(①②の両方みたすもの)

①規定(いずれか一つ)

- ・両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ・両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ・体幹の機能に座っていることができない程度、又は、立ち上がることができない程度の障害を有するもの

②日常生活動作評価表(合計点が10点以上)

動作	評価
1 タオルを絞る(水をきれる程度)	ひとりでできる場合 →0点
2 とじひもを結ぶ(注1)	ひとりでうまくできない場合 →1点
3 かぶりシャツを着て脱ぐ(注2)	ひとりでは全くできない場合 →2点
4 ワイシャツのボタンをとめる(注2)	
5 座る(正座・横すわり・あぐら 脚なげだしの姿勢を持続する)	(注1) 2の場合は次によること 5秒以内にできる →0点 10秒 // →1点 10秒ではできない →2点
6 立ち上がる	
7 片足で立つ	
8 階段の昇降	(注2) 3及び4の場合は次によること 30秒以内にできる →0点 1分 // →1点 1分ではできない →2点

<例2> 精神障害の場合（日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上を有し、下記判定表の合計点が14点以上のもの）

動作及び行動の種類	0点	1点	2点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便(月経)の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る(交通事故)	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

3 支給制限

次のいずれかに該当する場合は支給しない

- (1) 病院（老健施設含む）又診療所に3か月を超えて入院しているとき
- (2) 施設（障害者支援施設や特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等）に入所しているとき
- (3) 本人又は扶養義務者の前年の所得が限度額を上回っているとき

所得制限限度額表

扶養親族等の人数	受給資格者本人		受給資格者の配偶者及び扶養義務者	
	所得額	収入の目安(参考)	所得額	収入の目安(参考)
0人	3,604,000	5,180,000	6,287,000	8,319,000
1人	3,984,000	5,656,000	6,536,000	8,586,000
2人	4,364,000	6,132,000	6,749,000	8,799,000

※ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

4 特別障害者手当の支給額

月額 27,980円 (R5.4 現在) 認定されると、申請月の翌月分から手当が支給されます。

5 申請手続き

随時、市役所障害福祉課、各支所福祉課・保健福祉課で受け付けます。

- (1) 所定の診断書（障害福祉課及び各支所にあります）
- (2) 特別障害者手当認定請求書、所得状況届
- (3) 本人名義の普通預金通帳（コピー可）
- (4) 手帳（身体障害者・療育・精神）〔お持ちの方のみ〕
- (5) 年金・扶助料等すべての証書と改定通知書
- (6) 世帯全員分の当該年度所得証明書（省略できる場合もあります）
- (7) 個人番号カード又は個人番号通知カード
- (8) 窓口にいらっしゃる方の身分証明書（運転免許証等）

6 再認定及び現況調査

- (1) 一度認定された後も、障害の程度、状態の把握確認のため再度診断書を提出していただき、再認定を行う場合があります。
- (2) 毎年8月に現況調査を行い、必要書類を提出いただきます。